

車両安全対策検討会

第2回新たなモビリティ安全対策 ワーキンググループへの提案について

2021年12月2日



当団体について



モビリティによる移動を楽しむことと安全性の両立を図るべく
モビリティ開発と社会インフラへの最適化に向けた提案

参加事業者



glafit株式会社

<https://glafit.com/>



クリエイティブジャパン株式会社

<https://www.freemile.jp/>



SWALLOW合同会社

<https://swallow-scooter.com/>



ベルウッド株式会社



E-KON STORE

<https://e-kon.stores.jp/about>

BLAZE

株式会社ブレイズ

<https://www.blaze-inc.co.jp/>

新たなモビリティ安全対策WGへの提案



当団体として考える、新区分モビリティへの提案事項



今後議論が必要と思われる事項

新たなモビリティ安全対策WGへの提案

▶ 当団体として考える、新区分モビリティへの提案事項

- ① 新検討の車両区分「小型低速車」及び「歩道通行車」は
→ 電動車に限る
- ② 「状態が変化するモビリティ」については、
まず各車両区分の保安基準を定めた後、切替え要件を定める

新たなモビリティ安全対策WGへの提案



当団体として考える、新区分モビリティへの提案事項

- ③ 道路運送車両法における「小型低速車について」、保安基準を以下のように提案する
1. ミラー取付けは任意
 2. 方向指示器・ヘッドライト・ブレーキランプは警音器は必須
 3. バック走行機能がある車両はバックランプは必須
 4. ブレーキは2系統必須。但し1系統は電気ブレーキも可とする
※既存原付の保安基準は引き続き、電気ブレーキ不可
 5. 新区分用の車両表示プレートの取付必須
※課税プレートを運用する場合は、既存原付等で用いていない色を使用
※新たに表示プレートを運用する場合は、専用ピクトグラム等を使用
 6. 上記の新区分を設けた場合、現行原付の保安基準で運用されている
最高速度20km未満車両への方向指示器等の緩和措置を廃止

新たなモビリティ安全対策WGへの提案

▷ 当団体として考える、新区分モビリティへの提案事項

▶ 今後議論が必要と思われる内容

新たなモビリティ安全対策WGへの提案

今後議論が必要と思われる内容

- ① 現在「小型低速車」については、「大きさや速度」について言及されているが、「重量」についての定義はいらぬか？
- ② 小型低速車「速度は15km/h」「ヘルメット任意」「免許不要」での議論が進んでいるが、どの程度がよいのか議論の余地があり、その上で保安基準の検討が必要である

新たなモビリティ安全対策WGへの提案

今後議論が必要と思われる内容

- ③ 保安基準適合性について、「小型低速車」はメーカーの届出制などの運用が必要ではないか？
1. 電動機の最高速度で規定する為、正しく守られているかの確認が非常に重要である
 2. 製造型式認定に変わる運用により、広く適法車両の健全普及に繋げる
 3. 国交省への届出制の運用、当団体による車両認定制度の運用（案）
どちらか、またはその両方の検討も必要ではないか？

新たなモビリティに合わせた街づくり

